



令和4年11月7日

岩倉市議会

議長 伊藤隆信 様

堀 巖

「理不尽な議会を司法の力で正常化」シンポジウム

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 令和4年8月4日（木）
- 2 研修先 衆議院会館
- 3 復命事項
別添のとおり

司法による解決は、議会の自律権を否定することにつながらないのかという意見もあるが、議会の自律権を否定しているのではなく、その自律権が正常に機能されていない議会がある中で、その自律権が正常に機能するためにはどうしたら良いのか、どうしたら誰もが充実した議員活動できるのかを、各々の議員の事例を踏まえ考えるという会であった。

議員の仕事は、二元代表制のもと、主権者である市民の声の代表として、市政を監視し、政策を提言することであるが、その議員の活動を不当な懲罰で制限をしたり、圧力を加えたりすることは、市民の不利益となる。その不利益をなくすための闘いのために、全国で裁判に発展している。

60年ぶりに最高裁の判例変更を勝ち取った（懲罰も司法審査の対象となる）宮城県岩沼市の大友議員の講演からはじまり、各地方議会で横行する懲罰や辞職勧告決議の事例紹介、武井弁護士からのコメント、最後にパネルディスカッションが行われた。

埼玉県日高市の田中議員は、1期目の時から辞職勧告決議を濫発され、ついに提訴した。

千葉県松戸市の山中前議員は、未だに、なぜ自分が懲罰をされたかわからない、どの部分が懲罰に当たるかわからないと発言し、不明確な理由での懲罰決議の実態を紹介した。

湯河原町の土屋議員は、議会に配布されていた滞納者リストの問題を取り上げたところ、懲罰を受けた事例を紹介した。また、町議会が発行する紙面でも名誉毀損に当たる記載がなされたと話した。

パネルディスカッションで大友議員が述べた言葉が印象的であった。

「議員には二つのタイプがある。『仕事をしたい議員』と『仕事をしたくない議員』だ。仕事をしたくない議員が仕事をする議員を封じ込める。」

